(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている町内の中小企業者等の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で佐久穂町経営継続支援金(以下、「支援金」という。)を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則(平成17年規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (交付対象者)

- 第2条 支援金の交付対象者は、町内に事業所を有する中小企業事業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号及び第5項に規定する中小企業者及び小規模企業者をいう。) で、引き続き事業を継続する者とする。
  - (1) 平成31年4月以前から佐久穂町内で事業活動を行っている者。
  - (2) 令和2年1月から12月までのいずれかの月で、売上げが前年同月比で20%以上50%未満の減少が認められる者。
  - (3) 一般社団法人、公益法人、一般財団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく組合等)又は有限責任事業組合、政治団体、宗教法人、風営法適用事業者は除く。
  - (4) 佐久穂町暴力団排除条例(平成23年条例第23号)に規定する暴力団若しくは暴力団員 又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

### (支援金額等)

- 第3条 交付の基準及び金額は、次の各号のいずれかに該当するものとし、一事業者につき一回 限りの交付とする。
  - (1) この支援金は、以下各号の支援金額を上限として、支援金により前年の総売上(事業収入)を上回ることは出来ないものとし、千円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨て給付するものとする。
  - (2) 前年同月比で、売上げが30%以上50%未満減少した者にあっては、30万円とする。
  - (3) 前年同月比で、売上げが20%以上30%未満減少した者にあっては、20万円とする。

### (給付対象期間)

第4条 交付対象期間は、令和2年1月から12月までの間とする。

## (交付申請)

- 第5条 支援金の交付を受けようとする者は、佐久穂町経営継続支援金交付申請書(様式第1号。 以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。
  - (1) 町内に、事業所があることを証明する書類
  - (2) 第2条第1項第2号に規定する、売上げの減少が確認できる書類
  - (3) 定款、営業許可証等事業内容が確認できる書類
  - (4) その他、町長が必要と認める書類

# (交付申請の期限)

第6条 支援金の交付申請期限は、令和3年3月5日とする。

### (交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、佐久穂町経営継続支援金交付決定通知書(様式第2号)により、交付決定通知を行うものとする。

### (支援金の請求)

第8条 給付対象事業者は、前条の支援金決定通知書を受理した場合には、速やかに佐久穂町経営継続支援金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

## (支援金の交付に関する周知等)

第9条 町長は、支援金を交付するにあたり、本要綱に規定する事業概要について、広報紙その 他の方法により事業者への周知を行う。

## (申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第10条 町長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から期限までに 申請が行われなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を辞退したものとみなす。
- 2 交付対象者が提出した申請書の不備により振込み不能が生じ、町が申請者に修正等を求め たにもかかわらず、申請者が応じないなど交付対象者の責に帰すべき事由により交付できな かったときは、当該申請書は取下げられたものとみなす。

#### (支援金の返還)

第11条 町長は、支援金の交付を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽り その他の不正の手段により支援金の交付を受けた者に対しては、交付を行った支援金の返還 を求めるものとする。

# (交付決定の取消し)

- 第12条 町長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の決定を取 消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
  - (2) 支援金の交付決定の内容に違反したとき。

#### (受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

## (適用除外)

- 第14条 この支援金は、次の各号に定める給付金等と併給はできないものとする。
  - (1) 国「持続化給付金」
  - (2) 佐久穂町宿泊施設支援給付金

- (3) 佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金
- (4) 佐久穂町農林水産物製造加工事業者経営維持給付金

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。